

○ 鈴鹿工業高等専門学校総合安全管理委員会規則

〔令和8年3月23日〕
規則第136号

鈴鹿工業高等専門学校総合安全管理委員会規則

(目的)

第1条 鈴鹿工業高等専門学校運営規則第4条第7項の規定に基づき、鈴鹿工業高等専門学校総合安全管理委員会（以下「委員会」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 安全衛生及び環境保全の包括的な管理に関すること
- (2) 安全管理に係る企画、啓発活動に関すること
- (3) 校内巡視に関すること
- (4) その他委員長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、委員会の運用上必要が生じた場合には、委員会における審議を経て、必要な事項を別途要項又は要領として定めることができる。

(委員会組織等)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 事務部長
- (4) 各学科及び教養教育科から選出された者
- (5) 教育研究支援センター技術職員
- (6) 総務課長
- (7) 学生課長
- (8) その他委員長が必要と認めた者

2 委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見等を聴くことができる。

(委員会の運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、前条第1項第2号及び第3号に掲げる者をもって充てる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(部会等)

第5条 委員会の下に、第2条第1項各号に掲げた特定の事項及び専門的事項を審議するため、部会等を設置することができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和8年3月23日から施行する。